

今回のテーマ : 「雇用者給与支給額が増加した場合の特別控除  
 (法人税・個人事業主の所得税)」

**1. 制度の概要**

国内の消費喚起による経済成長を目的として、国内雇用者に対して給与を支給し、一定の要件を満たす場合には、給与支給増加額の 10% を税額から控除できる制度 (所得拡大促進税制) です。

法 人	平成 30 年 3 月 31 日開始事業年度まで適用
個人事業主	平成 30 年分まで適用

**2. 対象となる給与の範囲**

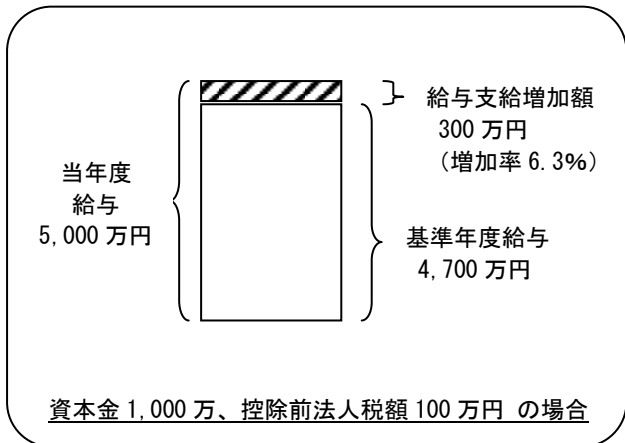
対象となる給与の範囲は、例えば次のとおりです。

(○ : 含む × : 含まない)

給与の具体例 (国内勤務に限る)	判定
(1) 使用人給与 (賞与・決算賞与を含む)	○
(2) 役員 (使用人兼務役員を含む) 給与	×
(3) 役員の親族に対する使用人給与	×
(4) パート・アルバイトで給与台帳に記載されている者への給与	○
(5) 退職金	×
(6) 給与支給に対する雇用助成金部分	×
(7) 日雇い使用人給与 (区分計算必要)	○
(8) 出向先法人が出向元法人へ支払う給与負担金 <sup>(*)</sup>	○

(\*) 出向先法人の給与台帳に出向者の記載が必要

**3. イメージ図**



(1) 税額控除限度額  
 $= 300 \text{ 万円} \times 10\% = 30 \text{ 万円}$

(2) 法人税額を基にした控除限度額  
 $= \text{法人税額} \times 20\%$   
 $= 100 \text{ 万円} \times 20\% = 20 \text{ 万円}$



控除可能額は、(1)と(2)の少ない方  
 すなわち (2) **20 万円**